

平成30年度事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

第1 平成29年産豆類の主産地北海道における生産事情

平成29年産雑豆類の作付指標面積は、小豆 20,000ha、いんげん 9,100ha（うち金時 6,450ha、手亡 1,800ha）に設定されたが、平成29年産の作付面積は、農林水産省の発表によると小豆は前年に比べ1,700ha増加したものの17,900haであった。また、いんげんは前年に比べ1,310ha減少し6,630haで、うち金時は前年に比べ1,100ha減少し5,070ha、手亡は140ha減少し1,060haであった。

平成29年産の生育については、5月後半は高気圧に覆われ、小豆、金時とも播種作業は順調であった。6月には記録的な多雨となったものの、7月の降水量は平年並みで、日照時間はかなり多くなったことから、8月1日時点での生育は、小豆、金時のいずれも平年並みに推移した。その後は、オホーツク海高気圧からの冷たく湿った気流の影響で、オホーツク海側と太平洋側を中心に曇りの日が多く、日照時間が少なくなったことから、9月1日時点での生育は、小豆で1日遅れ、金時で3日遅れとなり、草丈、葉数については、小豆、金時とも平年並みであったものの、着莢数については小豆、金時ともやや少なくなった。10月15日現在の収穫は、小豆では3日遅れであったが、金時では断続的な降雨の影響等により8日遅れで終了した。

北海道における豆類の生産状況

(単位：ha, kg/10a, t)

区 分	作 付 面 積			収 量		収 穫 量			作付指標面積(注)	
	28年	29年	増減	28年	29年	28年	29年	増減	29年	30年
小 豆	16,200	17,900	1,700	167	278	27,100	49,800	22,700	20,000	22,000
いんげん	7,940	6,630	△1,310	69	248	5,480	16,400	10,920	9,100	8,930
うち金時	6,170	5,070	△1,100	51	240	3,150	12,200	9,050	6,450	6,200
うち手亡	1,200	1,060	△140	133	289	1,600	3,060	1,460	1,800	2,000
雑豆合計	24,140	24,530	390	—	—	32,580	66,200	33,620	29,550	31,320
大 豆	40,200	41,000	800	205	244	82,400	100,000	17,600	38,870	37,285
合 計	64,340	65,530	1,190	—	—	114,980	166,200	51,220	68,420	68,605

資料：農林水産省統計部「平成29年産大豆、小豆、いんげん及びらっかせい（乾燥子実）の収穫量」等による。

(注) 作付指標面積の雑豆合計にはえんどうを含む。

平成 29 年産の生産量は、おおむね天候に恵まれたことから、小豆の 10 a 当たり収量は 278kg と台風や長雨等の影響により作柄の悪かった前年産に比べ 66% 上回り、収穫量は 49,800 t と前年産に比べ 22,700t (84%) 増加した。また、いんげんについても 10 a 当たり収量は 248kg と前年産に比べ 259% 上回り、収穫量は 16,400 t と前年産に比べ 10,920t (199%) 増加（うち金時は 12,200t と前年産に比べ 287% 増加、手亡は 3,060t と前年産に比べ 91% 増加）となった。

なお、平成 30 年産雑豆類の作付指標面積は、各作目を取り巻く需給情勢を踏まえ、小豆 22,000ha、いんげん 8,930ha（うち金時 6,200ha）に設定された。

第 2 事業計画の基本方針

世界経済は米国、欧州、新興国ともに順調に成長しており、日本経済も好調な外需を中心に回復してきている。

こうした中、小豆、いんげん等の需要は減少ないし横ばい傾向が続いているが、北海道における小豆、いんげんの生産は、平成 28 年産が大幅減収になったものの、平成 29 年産は豊作となったため、一時逼迫していた小豆、いんげん等の需給状況は改善されつつある。

今後、小豆等や豆類製品の需給に影響を及ぼす可能性のある事柄として、貿易面では、米国の離脱により再交渉が進められていた TPP11（日本、カナダ、豪州等）が平成 29 年 11 月に大筋合意に至り、参加国による署名、発効手続きが進められることになっている。また、消費者行政面では、加工食品原料原産地表示制度が改正され、今後、全ての加工食品に原料原産地表示が義務化されることになった。

平成 30 年度においては、これらの動きにも留意しつつ、以下の基本方針に基づいて事業に取り組むこととする。

- 1 当協会の事業目的に即して、良品質な国産豆の安定供給に資する豆類に関する学術の振興（公 1）及び健康に良い豆についての消費啓発を通じた食育の推進（公 2）を実施する。

なお、公募事業については、第三者で構成される審査委員会にて選定された採択候補事業及び課題を基に助成事業を実施する。

- 2 当協会事業を実施するために必要な事業費の確保を図ることとし、その一部として平成 25 年度に積み立てた豆類関係学術振興積立資産（特定費用準備資金）を取り崩し、公 1 事業の事業費に充当する。なお、管理費については一層の効率化を図る。
- 3 当協会の財産運用については、財産の保有目的に即した適切な運用に努める。

第3 事業計画

(公1) 豆類に関する学術の振興

[調査研究]

1 調査研究への助成（公募）

平成29年末に大学、試験研究機関等の研究者が実施する新需要開発、健康維持・増進などの各分野での調査研究を対象として公募を実施。第三者で構成される審査委員会にて、応募課題の中から選定された「「食べやすさ」に着目した雑豆レトルトスープの開発と栄養機能性の検証」等8課題に助成する。

2 豆類事情調査

国内外における豆類の生産流通消費動向に関する調査を実施することとし、国内については、全ての加工食品への原料原産地表示の義務化に対応した「雑豆製品に係る原料原産地表示動向調査」及び「餡粒子の機能性に関する調査研究」を実施する。また、海外については、TPP11の発効や加工食品原料原産地表示制度改正等でさらに存在感が高まるカナダへの調査団派遣、世界の豆類生産国の中で急速に地位を高めているエチオピアを対象とする実態調査等を実施する。

[試験研究]（公募）

調査研究への助成と同様、公募の結果に基づき助成する。また、前年度等に採択した継続課題に対して助成する。

1 品種改良試験

豆類の品種改良を促進するため、新たに、「小豆におけるダイズシストセンチュウ抵抗性品種開発の高度化」等3課題に助成するとともに、引き続き4課題に助成する。

2 栽培法試験

豆類の栽培法の改善を図るため、新たに、「浅耕播種技術や不耕起播種技術による丹波大納言小豆圃場の雑草防除の検討」に助成するとともに、引き続き3課題に助成する。

3 機械化試験

豆類生産の機械化による省力化を推進するため、新たに、「花豆の機械化収穫による省力安定生産技術の開発」に助成する。

4 開発試験

豆類の加工、調製過程における新技術を開発するため、引き続き「インゲンマメゾウムシ寄生子実選別用光学選別装置の開発」等2課題に助成する。

[技術普及事業]

1 技術普及事業への助成（公募）

公募の結果に基づき助成することとし、豆類栽培の優良農家、集団を表彰しその成果を広く紹介する豆類経営改善共励会の開催、作付指標面積に即して良品質豆類の計画的な安定生産を図るための良品質豆類生産安定指導事業等の4事業に助成する。

2 技術普及事業の推進

北海道における豆類生産の安定化のため各種調査や指導を行うとともに、豆類栽培管理技術の高位平準化と計画的な作付けによる生産の安定化を図るため、農業者及び農業関係者を対象に豆作り講習会を開催する。

[豆類生産対策事業]

1 豆類種子対策事業への助成（公募）

公募の結果に基づき助成することとし、高品質の豆類生産に大きな役割を果たす優良種子の安定生産と普及を図るため、豆類原原種、原種、種子の増殖事業等の3事業に助成するとともに、北海道における豆類新品種の開発普及事業に助成する。

(公2)豆を通じた食育の推進

[豆類消費啓発事業]

1 豆類消費啓発事業への助成（公募）

公募の結果に基づき助成することとし、豆類・豆料理に関する一般消費者の理解増進、知識啓発等を図るため、豆類関係団体が連携して実施する「豆の日」キャンペーン等に関する事業に助成する。

2 豆類消費啓発事業への協力支援

(1) 学校豆料理講習会

学校給食における豆料理提供機会の普及・定着を図るため、学校栄養士を対象とした豆料理講習会及び親子豆料理教室の開催に関する事業に助成する。

(2) 豆類食育推進事業への支援

一般消費者の豆類・豆製品類に関する理解増進、知識啓発等を図るため、豆類・豆製品類に関する消費啓発、調査等に関する事業への支援を行う。

3 豆類消費啓発事業の推進

(1) 豆類消費啓発資料の制作・配布

一般消費者、食品・栄養・調理関係の学生等の豆類に関する理解の増進を通じた豆による食育を推進するため、豆類に関する様々な情報を掲載した各種冊子を制作し、

利用希望のある大学、専門学校、機関、団体、個人等に配布する。

(2) 豆を使った食育の推進

小学生を対象として豆に関する学習読本、指導者向け解説書、豆標本セット、DVDを制作し、利用希望小学校等に配布するとともに、園児等を対象として豆を題材とした食育読本を作成する。

(3) 豆類消費啓発情報の伝達

一般消費者に豆の料理、栄養、健康等に関する情報を伝達するため、雑誌等への記事の掲載、ホームページ、スマートフォン等多様な広報媒体を活用した豆類利用情報の提供を実施する。

(4) 豆類消費啓発イベントの実施

一般消費者に豆・豆製品類や豆料理に親しんでもらうため、「豆の日」(10月13日)関連イベントを実施する。また、国連が2020年から2月10日を「世界マメの日」と定める見込みであることから、その啓発活動を推進する。

[情報資料の提供等]

豆類に関する最近の情報を発信していくため、情報誌の刊行、協会ホームページの管理運営、SNSの運用を実施するとともに、必要な情報資料の収集、資料発行及び資料整備を行う。